

広域交付

平内町長殿

戸 籍

戸籍関係請求書（平内町に本籍のない方）

①どなたの戸籍が必要ですか？

令和 年 月 日

対象者	本籍							
	フリガナ							
	筆頭者の氏名	生年月日	明治・昭和・令和	大正・平成	年	月	日	
	フリガナ	生年月日	明治・昭和・令和	大正・平成	年	月	日	
	対象者の氏名	同上・	生年月日	明治・昭和・令和	大正・平成	年	月	日

②必要なものは何ですか？

ア) 必要な戸籍の範囲にチェックしてください。

- ☐ 対象者の現在の戸籍
- ☐ 対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍
- ☐ 対象者が _____ から _____ まで在籍した戸籍 （例）対象者が 生まれて から 結婚する まで在籍した戸籍 等
- ☐ 対象者の _____ が記載された戸籍 （例）対象者の 死亡 が記載された戸籍
- ☐ _____ と _____ の関係性がわかる戸籍 （例）父 太郎 と 子 花子 の関係性がわかる戸籍
- ☐ その他 （ _____ ）

イ) 必要なものは何ですか？通数をご記入ください。※ア) が記入済の場合は未記入でも構いません。

戸籍	全部事項証明(謄本)	4 5 0 円	通	改製原戸籍	謄本 (平・昭)	7 5 0 円	通
	戸籍電子証明書提供用 識別符号	4 0 0 円 ☐ 同時取得	通		除籍電子証明書提供用 識別符号 (平・昭)	7 0 0 円 ☐ 同時取得	通
除籍	全部事項証明(謄本)	7 5 0 円	通	※個人事項証明書(戸籍抄本)、一部事項証明書、戸籍の附票や身分証明書などは広域交付の対象外です。			
	除籍電子証明書提供用 識別符号 (全・謄)	7 0 0 円 ☐ 同時取得	通	※出生から死亡までの一連の戸籍や、本籍地に問合せが必要な戸籍である場合は、発行に時間を要し、当日中に交付できない場合もございます。あらかじめご了承ください。			

※ 1 通あたりの手数料

③窓口に来た方はどなたですか？

住 所	同上・					
氏 名	同上・	生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月	日
			電話番号	— —		

④窓口に来ている方は、①欄の対象者から見てどのようなご関係ですか？

☐ 本人	☐ 配偶者(夫・妻)	☐ 直系尊属(父・母・祖父・祖母 など)	※広域交付における戸籍証明書等の請求ができるのは左記の方に限られます。委任状等では請求できません。
☐ 同籍(_____)の子・妻・夫・孫	☐ 直系卑属(子・孫・曾孫 など)		

※以下係員記入欄

本人確認欄	受 付	審 査	手数料
個力・運免・運経・住力(B)・船免・バ・手(身・精・愛) その他 (_____) ※顔写真付きの公的身分証明書に限る			

請求における注意事項

1. 広域交付で戸籍証明書を請求できる方

- ・ 本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)に限られます。
- ・ 代理人の方は請求できませんので、請求者できる方が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

※ 父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍証明書は請求できませんのでご注意ください。

2. 本人確認資料について

- ・ 請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
- ・ 広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

- ・ 必要な戸籍の範囲について記載してください。
- ・ 記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

- ・ 請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
- ・ 記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

- ・ 広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
- ・ 請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号について

- ・ 行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16ケタの数字)を発行します。
- ・ 行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
- ・ 符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7. 罰則

- ・ 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。